

## 太田市大型農業機械導入支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模農業経営体が農業経営の効率化及び安定化並びに規模拡大を図り、ひいては太田市農業の発展及び農地の適正利用に寄与することを目的として、市内に住所又は主たる事業所を有する認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）が当該目的を達成するために必要な第4条に掲げる農業用機械の購入に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で太田市大型農業機械導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に掲げる認定農業者等であって、市税等に滞納がないものとする。

### (補助金の申請要件)

第3条 補助金の交付を申請できる認定農業者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあつては、当該補助金申請年度の前年分確定申告時の農業所得用の青色申告決算書又は収支内訳書における収入金額の合計が、法人にあつては、当該補助金申請時の直近事業年度の損益計算書の売上高が1,000万円以上であること。
- (2) 次条に掲げる農業用機械の耐用年数期間は営農を継続し、経営規模拡大に努めること。
- (3) 当該補助金を受けた者は、次条に掲げる農業用機械の耐用年数を経過するまでは、当該補助金及び太田市農業機械購入助成事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日太田市制定）に定める補助金の申請はしないこと。
- (4) 次条に掲げる農業用機械を融資を受けて導入すること。

### (補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のいずれかに該当する農業用機械の購入に要する経費とする。

- (1) 新品のトラクター、コンバイン等であつて、50馬力以上（ただし、コンバインにあつては4条刈り以上のものとする。）のもの。
- (2) その他市長が認めるもの。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の総額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満

の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1,000万円を上限とする。

(補助金の採択)

第6条 補助金の申請額の総額が予算を超えた場合は、別表に定める採択ポイント表により補助金の採択を決定する。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金申請に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助金申請年度の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた認定農業者等については、第3条第2号及び第3号並びに第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

別表（第6条関係）

項目	対象範囲	加算基準					加算ポイント
(1) 年齢（法人の場合は、代表者の年齢）※4/1時点	申請者本人	44歳以下					5ポイント
		45歳～54歳					4ポイント
		55歳～64歳					3ポイント
		65歳～74歳					2ポイント
		75歳以上					1ポイント
(2) 前年度農業収入	申請者本人	①	4,000万円以上	②	2,000万円以上	5ポイント	
			3,000万円以上		1,000万円以上	4ポイント	
			2,000万円以上		1,000万円以上	3ポイント	
			1,500万円以上		500万円以上	2ポイント	
			1,000万円以上		500万円以上	1ポイント	
(3) 所得目標達成率	申請者本人		1ポイント	2ポイント	3ポイント	4ポイント	5ポイント
		1年目	20%	40%	60%	80%	100%
		2年目	40%	60%	80%	100%	120%
		3年目	60%	80%	100%	120%	140%
		4年目	80%	100%	120%	140%	160%
		5年目	100%	120%	140%	160%	180%
(4) 経営規模	下表（4-1、-2、-3）から、該当する経営を全て選択する。	下表のとおり ※①と②で基準が異なるので注意。					
(4-1) 耕作面積（米・麦・飼料作物）	米は、主食用米、備蓄用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲。麦は、小麦、二条大麦、六条大麦、（いずれも品種は問わない）、飼料作物（畜産農家の自給飼料等）	①	30ha以上	②	20ha以上	5ポイント	
			25ha以上		15ha以上	4ポイント	
			20ha以上		10ha以上	3ポイント	
			15ha以上		5ha以上	2ポイント	
			10ha以上		1ha以上	1ポイント	
(4-2) 耕作面積（園芸・その他）	耕作面積（米・麦・飼料作物以外）の耕作面積計	①	5ha以上	②	3ha以上	5ポイント	
			4ha以上		2ha以上	4ポイント	
			3ha以上		1ha以上	3ポイント	
			2ha以上		0.5ha以上	2ポイント	
			1ha以上		0.1ha以上	1ポイント	

(4-3) 畜産飼養頭数	牛、豚、鶏の飼養頭数 ※飼養管理基準に基づく頭数以上とする	①	牛1,000頭以上	②	牛100頭以上	5 ポイント
			豚5,000頭以上		豚1,000頭以上	
			鶏100,000羽以上		鶏100,000羽以上	
			牛100頭以上		牛51頭以上	3 ポイント
			豚2,000頭以上		豚300頭以上	
			鶏100,000羽以上		鶏10,000羽以上	
			牛10頭以上		牛1頭以上	1 ポイント
豚100頭以上	豚100頭以上					
鶏2,000羽以上	鶏2,000羽以上					
(5) GAP、有機農業等の取得	globalGap、AsiaGap、JGap、都道府県・JAが定めるGap、有機JAS、ぐんまエコファーマー	あり				2 ポイント
(6) 地域計画への位置付け	太田市地域計画へ担い手として位置付けられている者	あり				1 ポイント
(7) 農地中間管理機構による貸借設定	農地中間管理機構を通じた利用権設定を1人以上の者と設定（貸借・使用貸借の別と期間は問わない）※R8. 5月期設定分及び旧利用権設定期間内のものは対象に含む	あり				1 ポイント
(8) 農業後継者	農業後継者がいる者 ※同一経営内に就農していること	あり				1 ポイント
(9) 農業共済等の加入	農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、収入保険等	あり				1 ポイント
(10) スマート農業技術導入への支援	本事業を利用し、スマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業）を実施するために必要な農業機械や設備等を導入する者（例：農業用ドローン、ロボット、自動走行システム等）	あり				1 ポイント
(11) 前年度申請ポイント	前年度に①②のいずれかの事業を申請し不採択であった者	あり				2 ポイント
(12) 地域貢献活動ポイント	前年度から申請期日までに地域住民との農業体験や、農業関係の協議会等（例：農業委員、認定農業者協議会、農事支部協議会、多面的機能支払交付金活動組織等）の役員、その他市長が認める者	3項目以上				3 ポイント
		2項目				2 ポイント
		1項目				1 ポイント